ホ　北緯51度11・23分東経２度４・09分の地点	
ヘ　北緯51度13・15分東経２度10・22分の地点	
ト　北緯51度19・95分東経２度24・52分の地点	
チ　北緯51度12・５分東経２度11・32分の地点	
リ　北緯51度９・85分東経２度３・12分の地点	
ヌ　北緯51度21・45分東経２度29・92分の地点	

備考　通航路の進行方向は、通航路に沿った方向であって中央部分離帯及び中央部分離線を左舷側に見る方向である。

別表40の表を次のように改める。

40　ＵＳＨＡＮＴ沖分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「中央部分離帯」という。）、トからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第１側方分離帯」という。）、ワからレまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びワに掲げる地点とレに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第２側方分離帯」という。）並びにソからナまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びソに掲げる地点とナに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第３側方分離帯」という。） イ　北緯48度39・７分西経５度55・２分の地点 ロ　北緯48度52・05分西経５度45・０分の地点 ハ　北緯48度57・０分西経５度32・５分の地点 ニ　北緯48度52・75分西経５度28・６分の地点 ホ　北緯48度48・６分西経５度39・６分の地点 ヘ　北緯48度37・４分西経５度48・６分の地点 ト　北緯48度42・６分西経６度２・８分の地点 チ　北緯48度56・４分西経５度51・６分の地点 リ　北緯49度２・０分西経５度36・８分の地点 ヌ　北緯49度１・１分西経５度36・05分の地点 ル　北緯48度55・６分西経５度50・６分の地点 ヲ　北緯48度42・０分西経６度１・６分の地点 ワ　北緯48度35・１分西経５度42・３分の地点 カ　北緯48度45・０分西経５度34・３分の地点 ヨ　北緯48度48・６分西経５度25・１分の地点 タ　北緯48度39・７分西経５度14・７分の地点 レ　北緯48度30・６分西経５度26・３分の地点 ソ　北緯48度29・８分西経５度23・５分の地点 ツ　北緯48度38・０分西経５度12・９分の地点 ネ　北緯48度37・２分西経５度11・９分の地点 ナ　北緯48度29・39分西経５度22・05分の地点	中央部分離帯の北西側の境界線と第１側方分離帯の南東側の境界線との間の海面及び中央部分離帯の南東側の境界線と第２側方分離帯の北西側の境界線との間の海面（この表において「北東航船用通航路」という。）	ラに掲げる地点からＬＡＪＵＭＥＮＴ灯台（北緯48度25・35分西経５度８・０分）に引いた線とムに掲げる地点からＭＥＮ　ＫＯＲＮ灯標（北緯48度28・０分西経５度１・４分）に引いた線との間の海面 ラ　左欄のナに掲げる地点 ム　左欄のネに掲げる地点

備考１　通航路の進行方向は、通航路に沿った方向であって中央部分離帯を左舷側に見る方向である。

２　旅客船及びＦＩＮＩＳＴＥＲＲＥ岬とＨＡＧＵＥ岬の間にある港に入港し、又は当該港を出港する総トン数6,000トン未満の船舶は、第２側方分離帯の南東側の境界線と第３側方分離帯の北西側の境界線との間の対面航路を利用することができる。

３　1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約附属書Ⅰの付録Ⅰに規定する油を輸送している船舶、同条約附属書Ⅱ第６規則に規定するＸ類及びＹ類に該当するばら積み貨物を輸送している船舶、液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則に準拠している船舶並びに核分裂性物質又は照射済物質を輸送している船舶には、備考２の規定は適用しない。

４　1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約附属書Ⅰの付録Ⅰに規定する油を輸送している船舶、同条約附属書Ⅱの別紙Ⅰ及びⅡに規定するＡ類及びＢ類に該当するばら積み貨物を輸送している船舶は、北東航船用通航路においては、実行可能な限り、同通航路の中央から北西の部分を航行しなければならない。